佐賀県後期広域連合だより

発行 佐賀県後期高齢者医療広域連合 令和元年12月20日

第2号

佐賀県の後期高齢者医療の運営状況 (平成30年度決算)

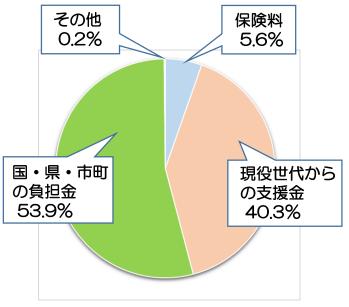
医療給付費と財政の状況

平成30年度の医療給付費(医療費から皆様が支払われる一部負担金を除いたもの)の総額は1,210億円で、前年度の1,207億円から3億円増加しました。

この財源には、皆様が納められた保険料68億円、現役世代からの支援金488億円のほか、国・県・市町の負担金652億円などが充てら

れています。

区分	金額	構成割合
保険料	68億円	5.6%
現役世代から の支援金	488億円	40.3%
国・県・市町の負担金	652億円	53.9%
その他	2億円	0.2%
合 計	1,210億円	100%



平成30年度の佐賀県の後期高齢者1人当たりの医療費

平成30年度の医療費の総額は約1,324億円で、1人当たりの医療費は約107万円でした。これは、全国の平均額よりも約13万円高くなっており、全国的にも高い水準となっています。

医療費の増加は、皆様の保険料の増加につながります。一人ひとりが健康管理に努めていただき、医療費の削減にご協力をお願いします。

区分	佐賀県	全国
医療費	約1,324億円	約16兆4,250億円
被保険者数	12万3,284人	1,741万5,932人
1人当たり医療費	約107万円	約94万円

令和元年度の主な保健事業の紹介

1 糖尿病重症化予防事業

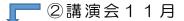
(1)市町への委託による訪問指導事業

健診結果から糖尿病の治療が必要と判断されて、レセプト情報 で治療が確認できない方に訪問指導を実施しています。

令和元年度はモデル事業として3市町(佐賀市・唐津市・基 山町)で実施中です。

- (2)研修会・講演会の開催
 - ①研修会6月

県内の介護専門職を対象に、糖尿病の基礎知識と栄養、口腔歯科の観点から糖尿病重症化予防についての研修会を開催しました。



11月23日に啓発イベント

「ストップ糖尿病!ストップ肝疾患!」で糖尿病重症化予防講演会 を開催しました!

唐津市健康サポートセンター「さんて」にて、唐津赤十字病院の山﨑孝太先生を講師にお招きして『美味しく食べて血糖を下げよう!』と題したご講演をいただきました。講演では、日常生活の中に簡単に取り入れることができる糖尿病の予防策を紹介していただきました。

参加者は約200人で、みなさん熱心に耳を傾けておられました。



講演会の様子 満員



6月13日開催の研修会の様子

イラストを使った分かりやすい 山﨑先生の講演の様子

講演会の後は…



唐津市食生活改善推進協議会のみなさんに腕をふるっていただき、 野菜をたくさん・バランスよく食べる食事の提案として「だご汁」 の試食を行いました。









2 健康診査事業

年1回、健康診査を無料で実施しています。

健康寿命を左右する糖尿病などの生活習慣病の早期発見や、健康管理のために、年に1回、健康診査を受けましょう。

(1)内容

問診、身体測定(身長·体重等)、血圧測定、尿検査(糖、蛋白)、

血液検査(血糖・脂質・肝機能)など

(2)日程•場所

市町によって、健診時期や場所、受診方法が異なります。



お住いの市町の後期高齢者医療担当窓口へお問い合わせください。 ※トップページの「お住まいの市町窓口はこちら」を参照ください。

年に1回は、無料で受診いただけますが、2回目以降は自己負担となります。

令和元年度の主な保健事業の紹介

重複服薬等対策事業 3

併用禁忌の服薬、重複服薬及び多剤服薬が疑われる方へ、保険薬局へ の相談を促す通知を9月にお送りしています。

この通知は、**服薬状況に問題があるということではなく**、服薬状況確認 のきっかけにしてもらうためにお送りしているものです。

通知を受け取られた方は、次回かかりつけ薬局に行くときに薬剤師さん に見せてください。

お薬飲み過ぎてない かしら~?

効き目が重なってい るお薬はないので大 丈夫ですよ。

76歳歯科健診「歯(し)あわせ健診」事業 4

令和元年度に76歳になる方を対象に、無料の歯科健診を実施していま す。対象の方には、6月に受診券をお送りしています。この健診の検査項 目には、歯の他に口腔機能のチェックも入っています。

「歯(し)あわせ健診」が無料で受診できるのは、一生で1回だけです。 この機会を逃さずに、ぜひ受診してください。

今年度の対象者:昭和18年4月1日~昭和19年3月31日生 ▶

5 講演会を開催します!

「第15回佐賀市社会福祉大会」で、口腔歯科の観点から糖尿病重症化予防と介護予防 に関する講演会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

時 令和2年2月19日(水) \Box

講演会14時30分から(予定) 〔社会福祉大会13時30分から〕

佐賀市文化会館 中ホール (所在地:佐賀市日の出1丁目21-10) 場 所

内 容 「生活に寄り添う歯科医療

講

~歯科から考える糖尿病重症化予防と介護予防~」

一般社団法人佐賀県歯科医師会常務理事 陣内重雄氏 ※佐賀市以外にお住まいの方で参加を希望される場合は、5ページの

【お問い合わせ先】後期高齢者医療広域連合へ電話またはファクシミリ

で事前申し込み(住所・氏名・連絡先)が必要です。

交通事故や傷害事件などにあったときのお願い

第三者(加害者)から傷害を受けた場合でも届け出により保険証を使用して医療を受けることができます。

この場合、広域連合が医療費を立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

不用意に示談をしてしまうと、第三者(加害者)に損害賠償請求ができなくなる可能性があります。示談内容には十分注意し、示談前に必ず 広域連合へご相談ください。

広域連合に連絡が必要かどうか 例

ケース1

となりの家で飼われている**犬**に噛まれてケガを したので病院に行きました。

対応 広域連合に連絡してください!



ケースク

ウチで飼っている犬に噛まれてケガをしたので病院に行きました。

対応 連絡の必要はありません。

ケース3

自動車を運転していて信号で止まろうとしたら、後ろを走っていた自動車がぶつかってきてケガをしたので病院に行きました。

対応 広域連合に連絡してください!

ケース4

自動車を運転していて、ガードレールに ぶつかってケガをしたので病院に行きました。

<u>対応 連絡の必要はありません。</u>

相手がいなくて良かったぁ。



※通勤中・勤務中の事故は労災保険の対象です。 保険証は使用できません。

【お問い合わせ先】佐賀県後期高齢者医療広域連合 〒840-0201

佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1870番地 佐賀市大和支所3階 電話:0952-64-8476 ファックス:0952-62-0150